

広島県告示第八百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 指定居宅サービス事業者 | 居宅サービス事業所 | 指定年月日 |
|--|--|-----------|
| 名称 主たる事務所の所在地 有限会社SNS 広島市東区戸坂出江一丁目二一六 | 名称 所在地 介護予防センターえがお 広島市東区戸坂大上一丁目二一五 | 平成一九年七月一日 |
| 名称 主たる事務所の所在地 医療法人西裕会 広島市西区南観音七丁目三番一八号 | 名称 所在地 デイサービス施設ヘルシーヴィレッジ観音 広島市西区南観音七丁目三番一八号 | 平成一九年七月一日 |
| 名称 主たる事務所の所在地 社会福祉法人福富会 東広島市福富町久芳三四一六番地 | 名称 所在地 通所介護神郷の家 東広島市福富町久芳三四一六番地 | 平成一九年七月一日 |